

第31回厚生科学審議会
生活衛生適正化分科会
議事録

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

○大塚課長補佐 それでは、予定時間より若干早いですけれども、皆さんおそろいですので、これから始めさせていただきたいと思います。ただいまから第31回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催させていただきます。

先生方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の出席状況を御報告させていただきます。本日、遠藤委員、佐々木委員、藤田委員、野々山委員、堀口委員、三村委員、山本委員から欠席の御連絡をいただいております。委員総数23名中16名の先生方に御出席いただいております。過半数に達しておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議が成立いたしますことを報告させていただきます。

続きまして、本日、参考人として2名御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

全国理容生活衛生同業組合連合会の本田様でございます。

○本田参考人 よろしくお願ひします。

○大塚課長補佐 続きまして、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会の金子様でございます。

○金子参考人 金子です。よろしくお願ひいたします。

○大塚課長補佐 なお、本日、事務局の宮寄審議官ですけれども、水道法の改正で国会対応しております。本日は欠席させていただきたいと思います。

また、竹林課長でございますけれども、他の国会業務で、今、対応しておりますので、遅れての参加とさせていただきます。大変申し訳ありませんけれども、御了承いただければと思っております。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。紙の資料として配付させていただいておりますもの、あと、ペーパーレス化ということで参考資料をタブレットに御用意させていただいております。不備等ございましたら、事務局にお申し出いただければと思っております。

それでは、以降の議事進行につきまして、武井分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○武井分科会長 お酉様も終わって、12月が目前になりました。皆様、お忙しい中、御協力いただきまして、大変ありがとうございます。今日もどうぞよろしくお願ひいたします。座って失礼いたします。

それでは、審議に入りたいと思います。まず、「理容業の振興指針改正」につきまして審議させていただきたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○大塚課長補佐 それでは、座って失礼させていただきます。

資料3を御用意いただければと思います。理容業の振興指針の改正につきまして説明させていただきます。赤字の部分が変更箇所になります。

まず、1ページ、2ページにつきまして、変更箇所がございますけれども、厚生労働省で行いました衛生行政報告例、また生活衛生関係営業経営実態調査の結果を反映させていただいております。

続きまして、3ページ、中段に国庫補助金について書かせていただいておりますけれども、PDCAサイクルの確立を目的といたしまして、補助事業につきまして専門家会議で審査を行っていただいております。その旨を記載させていただいております。

また、下2行でございます。営業の申請等につきまして、23区にも申請しておりますので、23区を追記しております。

続きまして、4ページをご覧くださいと思います。理容所が提供するサービスでございますけれども、安全性の関心が高まっております。利用者に対し、十分説明をすること。また、衛生管理を徹底するといったことを追記させていただいております。

5ページの上の段でございます。障害者差別解消法に基づく取り組みについて追記させていただいております。

続きまして、6ページ、中段をご覧くださいと思います。経営環境について現状に則して変更させていただいております。

続きまして、7ページでございます。女性利用者のニーズや、そのニーズに対応する経営者の取り組みについて追記させていただいております。

続きまして、8ページ、9ページでございますけれども、営業者が取り組む事項といたしまして、(3)省エネルギーへの対応、(4)訪日・在留外国人への配慮、(5)受動喫煙防止対策への対応について追記させていただいております。

続きまして、9ページ、中段以降でございますけれども、組合員のメリットであります税制優遇と日本公庫の融資制度について追記等させていただいております。

続きまして、11ページでございますけれども、融資制度における都道府県指導センターの役割を追記させていただいております。

続きまして、15ページをご覧くださいと思います。③から⑭の赤字の部分でございますけれども、営業者が行うサービスについて、女性利用者や外国の方への内容を追記させていただいております。

続きまして、16ページ、中段でございます。ク、ケ、コというところで、営業者に行っていただく経営改善等について、こちらも追記させていただいております。

続きまして、18ページでございます。現在、当課で経営改善に役立つ好事例集というものを作成しております。営業者に活用いただけるよう、組合又は連合会において行っていただく事項について追記させていただいております。

19ページにおきましては、(5)でございますけれども、都道府県指導センターにおいて、営業者に対する経営指導事業に努めていただく旨、追記させていただいております。

続きまして、20ページが一番下、(10)ですけれども、事業の承継ということで、営業者の高齢化が急激に進んでいるということを盛り込ませていただいております。

続きまして、22ページの下2行から「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」でございますけれども、その中に26ページ、「四 禁煙等に関する対策」「五 災害への対応と節電行動の徹底」。

また、28ページになりますけれども、「六 最低賃金の引上げに向けた対応（生産性向上を除く）」について、新たに盛り込ませていただいております。

続きまして、29ページ、「七 働き方・休み方改革に向けた対応」については、新たに対応を求められている事項でございます。それぞれ営業者の役割、組合及び連合会の役割、また国及び都道府県の対応、日本公庫の役割、都道府県指導センターの役割に分けて追記させていただきます。

簡単ですけれども、こちらからの説明は以上になります。

○武井分科会長 ありがとうございます。大塚課長補佐より御説明いただきました。

次に、理容業の現況につきまして、大森理事長から御説明をお願いいたします。

○大森委員 まず最初に皆様方に御挨拶申し上げます。理容業の振興指針改正の御審議を賜るということで、厚く御礼申し上げます。皆様方の御意見を尊重しながら、理容業の社会的使命をしっかりと果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。これよりは着座のまま説明させていただきます。

それでは、資料2に沿って説明させていただきたいと思えます。

まず最初に、業界の経営資源の強みということで説明させていただきます。6まで記載しておりますけれども、理容店の強みとしては、固定客が非常に多いということが1つ言えようかと思えます。

それから、建物・土地については自己所有という方が非常に多い。また、各地、全国津々浦々、点在しているのがこの理容業だと思っております。

もう一点加えさせていただきますと、オートメーション化されないのが理容業の強みかなと思っております。

一方、2つ目の、業界の経営資源の弱みはどういうところがあるかを要約させていただきますと、個人経営が多く御夫婦でなさっているということで、逆に言えば経営力が弱い。

もう一点挙げさせていただきますと、理容師自体の高齢化が非常に進んでいる。こういうことが業界にとって大きな弱みとなっております。

それから、3つ目、業界を取り巻く環境について触れさせていただきますと、良い面から申し上げます。

地域に密着した理容業ということが言えると思えます。つまり、最近、非常に自然災害が厳しいですけれども、そういった助け合い的な考え方が一番強いのかなと思えます。これは、地域に密着しているということで、例を挙げますと、理容師さんが民生委員をしているとか、消防団員をしているとか、地域密着型で理容師さんが指名される場合が多いようです。

それから、良いことにつきましては、人々の個性が非常に出てまいりまして、メニュー

化が広がっているだろうと思います。やろうと思えば、しっかりメニューを増やして、他店との違いを打ち出して営業的にはやっていけるだろうと思います。

具体的に言いますと、女性、訪日外国人など、ジェンダーレスという形の中で女性の方々を対象に。そして、訪日外国人が非常に増えてきているということで、このことについても取り組めます。

それから、高齢化社会の中で理容店に来られない方々には、出張理容など、メニューの幅が非常に広がっている。

私は今日、ヒゲをたくわえてきたのですが、フランスではヒゲの手入れを理容料金ぐらいもらっていて、若い方の3人に2人がヒゲを残しています。

これも理容店としてはメニュー化のひとつとしてはいいのかなと思って、やっているのです。

それから、悪い面のことを言います。皆さん、御承知のように、安い料金で速くするという理容店が非常に増えておりまして、これは社会の趨勢でありますから、このことをどうこうではなくて、理容サロンがそうなりますと食べていけないでしょうから、大きなマイナスになっているということを悪い面として、まず取り上げておきたいと思います。

それと、理容師自体の高齢化ということは先ほど申し上げました。それとともに、後継者が非常に少なくなっている。このことも問題だろうと思います。

その次に、特に成果が上がった事業というところがありますが、まず1つには、理容師ができる女性客のシェービングといったものに数年前からかなり積極的に取り組んでおりまして、全身エステができる女性理容師さんをたくさん出しました。女性のシェービングをしながらエステティックをしていこう。バーバーエステティックという命名をして取り組んでまいって、それは一定の効果があつたと思っております。

2つ目は、訪問福祉理容です。特に高齢化がスピードを上げて進んでおりますから、これを何とか私どもの売り上げメニューにと進めています。過去においては、ボランティア、奉仕という名前で、出向いておりました。今は、有償ボランティアがほとんどでして、この取り組みを全国展開しようということでNPO法人を立ち上げて、構築していこうということで一定の評価を得ております。

それから、次にインバウンド。外国人は現在住まれている方が東京では50万人ぐらいおりまして、新宿あたりは8人に1人が外国人と言われております。この方々に理容店に来てもらおうということで、指差し案内やメニューをつくりまして、全会員店に配布いたしまして、講習会を47都道府県で開きました。

今年はまだ一歩進めようと、ICT活用に移しました。お店の検索システムづくりに取り組んでおります。また、多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」の活用方法等現在、取り組んでおります。一定の評価はこの件についても得ているものと思っております。

次に挙げるのは地球温暖化防止です。私は、理事長に就任して十二、三年になりますが、環境省の後援を願って、地球温暖化防止対策をやっていこうということで、環境省の行う

キックオフイベントへの参加や、髪の毛を1cm短く切って体感温度を1度下げようと、クールビズヘアの発表やテーマを決めて標語を募集しました。それから、理容ボランティアの日（9月第2月曜日）をつくって、理容ボランティアとあわせて、環境問題にも取り組んでおります。

社会貢献事業をもう一つだけ言わせてもらいます。ゲートキーパー。自殺者が日本は非常に多いということで、理容店は固定客が多いと言いましたが、1時間近く、理容店でカットしたり顔をそったりします。一番見抜けるだろうということで内閣府から後援をとりまして、専門家ではないですから、気づいたら届け出る仕組みをつくろうということで取り組んで、ゲートキーパー宣言を行って、現在も続けております。

それから、成果で難しいことを申しておきます。高齢化が進み、後継者が少なくなると、チャレンジしようという気持ちがなくなって、難しい面があります。

また、若い方々は面倒くさいことは全て嫌だ。自由にしたい。何もしたくないという風潮があり、協調性が低いけれども、何とかやる気を起こさせなければいけないということで懸命に努めております。

その改善策について、1つは、私どもは機関紙を出しておりますから、業者全員を対象として、また新しく店を出される方へ、事業への案内の文書を出して、活動への理解を続けております。特に衛生講習などは組合内外問わず、全員にこういう講習会をしますので、極力来てくださいと、誘いかけをして改善策をしておるところであります。

それから、どちらかというとしニア、女性、若い方々を3つに分けて講習会なども、今まで開きました。今後の方針としましては、どちらかといえば若い方々、女性の方々を中心に主力に事業を組み上げていこうと、それがこれからの改善策と考えております。

以上、私のほうからの説明とさせていただきます。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。大森理事長より御説明いただきました。

今、大森理事長の御説明の間に竹林課長が御到着になられました。お忙しいところ。御挨拶されますか。

○竹林課長 簡単に。済みません、きょうは国会用務で遅参いたしまして、大変失礼いたしました。また、私どもの審議官、水道法の審議で参加できません。大変失礼いたします。

本日もよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○武井分科会長 それでは、ただいまの理容業の御説明に対しまして、御質問、御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。いかがでしょうか。

お話を伺っていて、ゲートキーパーという自殺の防止ということにも触れられていて、理容業、こういう方面にも御貢献になっていらっしゃるのだなと、少し驚いて聞いたのですけれどもね。

○大森委員 これは、内閣府からお話があったのです。理容店でこんなに難しいことが取り組めるかなと、私も心配いたしました。講習会とか、いろいろしながらやっていくと、

1人でも命が助かったらいいなあとスタートを切ったのですが、相談を受けて、元気で生きておられるということの現実も耳にしました。

なので、加わったことはとてもいいことだなと思って、その後、司法書士さんのところのシンポジウムに出かけて行って、私どもの取り組みを他業種として話し合いもしました。地域に密着した理容業として、現在も毎年、その月間については応援しております。

○武井分科会長 お仕事の中で顔をつけられるということもありますので、相手の様子がよくわかるということもありますでしょうか。

○大森委員 今までと違うというのが非常にわかりやすいらしいです。そういう事例を私も聞いていますから。

○武井分科会長 委員の皆様、いかがでしょうか。

市川さん、よろしくをお願いします。

○市川委員 ありがとうございます。

お隣にいらっしゃる大森委員から熱心な御説明を聞いた後に、必ずしも全面プッシュという形の意見ではないという前置きをいたします。

前回の会議で、美容についての全く同じような業界の経営環境であるとか、事業の取り組み状況などということをお伺いして審議しているところですが、美容業のお話と理容業のお話というのは、私は消費者の立場から参加しておりますが、当事者ではない、いわゆるサービスを受ける側から聞いていると、ほとんど同じ課題を抱えて、同じように悩み、同じように取り組んでいらっしゃるのだなと見えてくるのです。

そういう中で、例えば組合は理容と美容と別です。それに付随して、免許を両方持っていないと理・美容は一緒にできないとか、いろいろな制約があります。ここは述べる場ではないかもしれませんが、サービスを利用する消費者の側からすると、理容・美容と分けることが本当に必要なのだろうかということ、いま一度、このような適正化分科会において議論までしなくても、少なくとも問題提起があってもよいのではないかと思います。ということもちょっと感じているところです。

これは、大森委員から御説明を聞いて、皆さん、現場の方が一生懸命やっていたら、重々伝わってきて、よくわかりましたが、将来的なことも見据えた、このような振興指針というものもあってよいのではないかなと思っています。

以上です。

○武井分科会長 大森委員のほうから何か。

○大森委員 それは、そういうことだろうと思います。いつもそういう議論が規制改革委員会でも出ますが、業が多少違う。例えば、理容師には顔そりがあります。免許なしに美容師もできますというわけにはなかなかできません。、そこを踏まえて、美容の免許を持っている人が理容の免許も取りやすい方向に、今年の4月から進んでいます。

両方の免許を、お互いが取りよよいようにということで一歩進んでおりますから。仕事の業務が全く一緒になったときにそうなるだろうと思います。美容師さんは、今、顔そりは

できません。将来的な関わりとして意見があるということだけ聞いておきたいと思います。今の時点では業務範囲がちょっと違いますから、そういうことで理解願いたいと思います。

以上です。課長、それでいいですかね。

○竹林課長 私は補足ございません。

○武井分科会長 今日は、吉井委員が少し風邪を引かれて体調がよろしくないというお話で、吉井さんに御意見を求めるのは申し訳ないなと思いながら。

○吉井委員 先ほど大森委員が御説明されたとおりでだろうと考えています。

市川委員の御指摘については、将来的にはどうなるかわからないですけれども、現状としては大森委員が説明されたとおりと私どもも認識しております。

○武井分科会長 体調の悪いところ、どうも申し訳ありません。

ほかに何か御意見ありますか。西尾先生、よろしくお願いします。

○西尾委員 意見ではなくて、勉強不足なので、ぜひ教えていただきたいのですけれども、理容・美容というので免許も違うということですが、海外ではどのような形になっているのでしょうかということをお伺いして、理容師さんが地域の中で非常に中心的な役割を担っていて、見守り、あるいは町興しであるとか、いろいろなところで要になっているということもあって、非常に重要な役割を果たしていらっしゃるということは重々わかっていて、ぜひともいい形で、こういう地域の社会貢献にもつながるような、しかもお仕事としてプロとして働いていらっしゃる方々がずっと続いてほしいということも含めて。

一方で、高齢化が進んで、バランスが悪くて人口がどんどん減っていくという中で、美容業さんも理容業さんも客単価が下がっている、あるいはお客さんの数が減っているという、両方同じように問題が出てきている。

質問は、理容や美容という形での2つの免許制度があって分かれた仕事をしているというのは、海外でも同じような状況なのか、これは日本独特のものなのか、そこが大変勉強が足りなくてお恥ずかしい話ですが、そのことを教えていただきたいのと。海外もそういう状況であるとする、海外では今、どのような形で両方の垣根を越えていろいろなサービスができるような方向になっているのかどうか、その辺も教えていただければと思います。

○武井分科会長 よろしくお願いします。

○大森委員 世界的には、免許制度というものがまずは、あるかないかの問題。例えば、学校だけあるというところもあります。日本が世界に誇れるのは、衛生的であることです。それと「高度な技術」と申し上げます。設計学的にしっかりと教えた技術で、衛生的というのは、世界的に私は類を見ないと思っております。現に、世界のコンクールへ行きますと、ほとんど私どもはメダルをとって帰るわけです。

日本がアジアを、世界をこれから引っ張っていくという考え方をもって、この度、「世界大会を日本で」とフランス・パリで、これは吉井理事長も行かれて調印を今年の9月に

したところでは。

もとに戻りますが、免許制度自体があるのか、ないのかという問題がありますから、むしろ日本を真似てもらいたいぐらいに思っています。

それと、競争のことが出ました。物の考え方ですが、競争の中に初めて発展があるように思うのです。例えば、過去においては、組合の組織力が圧力団体のように思われがちだった。しかしそうでなしに、組織は営業の支援をしたり、新たなものを生み出すものを提案していくのが、この団体であります。

そういう意味においては、競争はむしろ恐れてはいけない。「安いお店が出た、大変だ」は当たり前です。個々のお店がそれをどうクリアして、お客さんをどのように満足させていくかというための応援をしていくのが団体だろうと思います。競争は決してマイナスだとは私は思っておりませんので、むしろ世界的な比較じゃなしに、日本の業を伸ばしていきたい。

○西尾委員 もう一言だけいいですか。御丁寧な御説明ありがとうございました。よくわかりました。

特に、前半のほうの衛生面と高度な技術というのは、特にアジア地域においては衛生の問題は非常に大きな問題にもつながるでしょうから、これは日本国内のという振興指針かもしれないですけども、ぜひともアジアの水準を向上させるような役割を担うというのも、今後、単に来た外国人をではなくて、逆にそういう人たちに体験していただいて、そういう人たちを育てられて、アジアの全体の衛生レベルとか理美容に関する技術水準を上げていくということは、非常に大きな、逆に言うと、日本国の理容業の方々だからこそやらなければいけないことのような気がするもので、本当はそういうことも今後の一つの役割として記載してもいいのではないかと思います。

これは国内かもしれないけれども、逆にそういったインバウンドということだけでなく、記載されたほうがいいのではないかと思いますのと。であれば、なおさらのこと、若い後継者の方々をぜひとも業界でどんどん育てていただけたらなと思います。

ありがとうございました。

○大森委員 ありがとうございます。今後、世界大会もあることですから、もしまとまるようでしたらインバウンドに加えて、何か考えていきたいと思います。

○武井分科会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はい。

○市川委員 済みません、今、西尾委員からの御質問の答えを私は聞きそびれているかなと思います。海外の免許制度はどうなっているのですかという御質問だったと思います。私も興味がありますので、ぜひどなたか教えていただけませんかでしょうか。

○竹林課長 事務局でございます。

残念ながら、ヨーロッパでありますとか先進諸国の許認可がどうなっているか、つぶさに詳細にはわからない状況です。ちなみに、アメリカでは分かれていないようでございます。

すが、私ども、日常的に把握している情報ではそういった情報はないですから、そこは今の中でできる範囲で調べたいと思います。

ちょっと付言いたしますと、私の記憶が正しければ、もともとは一つであったものが分かれていったという歴史的経緯がございます。その中で、個人的見解も入るかもしれませんが、特に戦後、女性の社会的地位が上がっていく中で、女性が独立して運営できるということで、男性向けのサービス、女性向けのサービスと分かれたという沿革もあるやに聞いています。なので、そうした歴史的な経緯を踏まえつつ。

ただ、昨今の高齢化とか後継者不足。特に、懸念されるのは、田舎のほうで1店しかない理容店で美容サービスが受けられない、あるいは1店しかない美容店で理容サービスが受けられないということは問題だと思いますけれども、そういった部分を少し解消するために、既に理容師の資格をお持ちの方については美容師の資格を取りやすいように、美容師の資格をお持ちの方は理容師の資格が取りやすいように、従来に通学期間の半分で資格が取れるような形にしておりますので、そうしたものを活用しながら地域で利用者の皆様が望むサービスが受けられるようなことを少しでも後押しできるようなことを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○武井分科会長 引き続きお調べいただけたところは、よろしくお願いたします。

他にいかがでしょうか。もう少し時間がありますので。ありがとうございました。

次に、クリーニング業について事務局から御説明をお願いいたします。

○大塚課長補佐 それでは、資料5を御用意いただければと思います。クリーニング業の振興指針の改正内容について説明させていただきたいと思います。同じように、赤字部分に変更箇所になっております。

まず、1ページ目、2ページ目につきましては、厚生労働省が行っております衛生行政報告例、また生活衛生関係営業経営実態調査の結果を反映させていただいております。

続きまして、3ページでございますけれども、国庫補助につきまして、PDCAサイクルの確立を目的といたしまして、専門家の委員の方に審査していただき、その結果を公表しているところがございます。こういった取り組みも追記させていただいております。

次に、同じ3ページの下段でございますけれども、特別区にも営業許可の申請を出しております。そういったことを追記させていただいております。

続きまして、4ページの一番下の行でございます。障害者差別解消法に基づく取り組みにつきまして追記させていただいております。

飛びますけれども、8ページ、9ページをご覧くださいければと思います。業者が取り組む新しい事項といたしまして、(3)省エネルギーへの対応、(4)訪日・在留外国人への配慮、(5)受動喫煙防止対策への対応、こちらにつきまして盛り込みをさせていただいております。

続きまして、9ページ、中段から下段にかけてですけれども、税制と融資のことを書か

せていただいております。組合員のメリットでありますけれども、日本政策金融公庫の融資制度について追記させていただいております。

続きまして、11ページでございますけれども、その融資制度につきまして都道府県指導センターの役割を追記させていただいております。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、14ページ、15ページをご覧いただければと思います。赤字の部分ですけれども、営業者に行っていただく業務改善について追記させていただいております。

また、15ページの(4)、ウでございます。POSレジの導入やデータベース化等による顧客情報の適正管理及び預かり品管理を追記させていただいておりますけれども、こちらは全ク連様が「クリーニング長期間放置品解消対策マニュアル」を作成しております。その対応の一つとして盛り込ませていただいております。

続きまして、16ページをご覧いただければと思います。中段以降でございますけれども、先ほどの長期間放置品の解消対策として営業者が取り組む事項について追記させていただいております。

続きまして、17ページ、18ページをご覧いただければと思います。こちらは、現在、当課で経営改善に役立つ好事例集を作成しております。営業者が具体的に活用できるよう、組合・連合会において行っていただく事項について追記させていただいております。

また、18ページでございますけれども、都道府県指導センターにおける営業者に対する経営指導事業についても追記させていただいております。

20ページ、(10)は、経営者の高齢化が急激に進んでいるということで、そうした内容を盛り込ませていただいております。

続きまして、22ページ、「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」でございます。こちらの中で、新たに盛り込むべき事項を追記させていただいております。

具体的には、25ページ以降になります。25ページの「四 禁煙等に関する対策」、「五 災害への対応と節電行動の徹底」。

また、27ページになりますけれども、「六 最低賃金の引上げに向けた対応（生産性向上を除く）」。

最後に28ページ、「七 働き方・休み方改革に向けた対応」といったことを盛り込ませていただいております。

また、新たな対応について、それぞれ営業者の役割、組合・連合会の役割、国・都道府県の対応、日本公庫の役割、都道府県指導センターの役割について、別途追記させていただいております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

次に、クリーニング業の現況につきまして、連合会会長の小池委員より御説明願います。

○小池委員 小池でございます。本日は、大変お忙しい中、クリーニング業の振興指針の

見直しにつきまして、御指導いただきながら進めさせていただきながらと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。簡単に私のほうから説明させていただいて、詳しくは意見聴取人の我々の担当専務のほうからお話しさせていただきますので、よろしく願いいたします。座ってやらせていただきます。

私ども、昔から環境がいろいろ変わってきていると言われていて、ここに来て、いろいろな意味で大きく変わってきております。昨今では、ここにございますけれども、インターネットによるクリーニング引き渡しというのが大変流行っております、数年前、大変問題になりまして、今はクレームのほうは収まっています。クリーニングは、直接業者と受け渡しすることが必要になっているのですけれども、それを無視したような形でインターネットが流行ってきてトラブルになっている。

あわせて、コンビニエンスストア等で受け渡しというのもございまして、専門の者ではなくて、コンビニエンスのアルバイトの店員等が受け渡しをしているということで、これも大きな問題になってきているかと思えますし、コインロッカーによる受け渡しというのもございまして、人を介さないでロッカーを介する受け渡しという状況で大きく変わってきております、業界がやりづらくなってきているところでございます。

また、コインランドリーが大きく伸びております、コインランドリーを御利用されるお客さんが増えてきております。こちらのほうでは、我々しかできなかった毛布とかも洗いますし、またいろいろなものも洗っていらっしゃいます。

また、商品名を出していいのかわかりませんが、ファブリーズという消臭剤を御利用される方がいらっしゃって、消臭剤で汚れが落ちると誤解されている方もいらっしゃるということで、いろいろな意味で取り巻く環境が大きく変わってきているということもございまして、クリーニングそのものの価格が大きく値下がりしております。それに伴いまして、クリーニング料金のほうも下げてくれという御要望もありますし、自分で洗えるような洗濯機や洗剤などが出てまいりまして、経済的な状況から自分で洗われている方も多くなってきているという状況もございまして。

また、クリーニングの一部だけを取り出して、それを業にされている方もいらっしゃる。例えば、仕上げだけをするとか、染み抜きだけをするといったことをされている方もいらっしゃる。そういったことも我々の業界から奪われつつあるという現況があります。

また、溶剤のほうも環境が大変厳しくなっている等々で、制約が大変大きくなってきて、環境問題もございまして、業界の構造でございましてけれども、大きいところと小さいところの格差が激しいのがこの業界の特徴でございまして。大きいところは数百店舗を構えて、集中的にやられてオートメーション化されている。小さいところは、お父さん、お母さん、息子、もしくはお父さん、お母さん、おじいちゃんという形でやられている。

その格差がものすごく激しくて、料金も全く変わってきますし、そのサービス内容につきましても大きく変わっておりますけれども、御利用者はそのこの区別が余りつかないという面もございまして、安ければいいという形で、昔からの店がどんどん取り残されている

ところでございます。

そういった意味で、組合のほうでは、今まで大手の組合加入を拒んでいた。大手が入ると、大手に商圈を奪われて、いいようにされてしまうというのがありますし、また誤解で大手を入れていないところがあったのですけれども、今は大手さんが組合役員をやられているところもございます。そうすると、大手さんが牛耳るという現状にもなりかねない。我々小さいところはどうなるのか。大手さんのことを悪く言うつもりはございませんし、大手さんも我々の業の仲間として一生懸命やっただけでございますけれども、一步間違ってしまうと大変なことになってくるという特色が出てきているというのが、クリーニング業のありようなのかなと考えているところでございます。

そのほかに、先ほど大森さんのほうからもありましたように、高齢化という問題ももちろんございまして、跡継ぎがないという問題がございますし、人手不足という問題も大きな問題としてございますけれども、詳しくは先ほど言いましたとおり、私どもの金子専務のほうから説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、金子さん、よろしくお願いたします。

○金子参考人 それでは、若干補足ということで、資料4をおめくりいただいて、2ページ目、3ページ目にチャート図等がございますので、それに基づいて簡単に御説明させていただきます。

クリーニング業界で一番大きい問題は何かということ、新規開業者がほとんどいない。他の生衛業に比べても、ほとんど新規開業がないというのが一番大きい問題でございます。この図にありますように、もともとクリーニング業界は徒弟制度のもと、のれん分けという形で裾野がどんどん拡大していった業界でございますけれども、機械化の伸展とか取次店方式の台頭という流れの中で、世襲制にだんだん変わってきました。世襲制の中で事業を承継しない、後継者不在という問題が生じてきて、廃業が今も進んでいます。

一方で、クリーニング工場で働いている従業員が、いずれは一国一城のあるじになろうと思ってお店を構えたいと思っても、クリーニング業も理容さん、美容さんと同じように地域密着型、地域の中に溶け込んで業をやるという特性ですけれども、住宅地域とか商業地域でドライクリーニングの機械を置いて開業することがほぼ不可能な状態になっています。環境規制の問題だったり、消防法や建築基準法に係る地域住民の安全の問題等々があって、開業したくてもできないということが、まず法律の規制でなっているのが1点。

それと、後継者の方がいないというのは、他の生衛業と同様の問題でございますけれども、もう一つ、後継者候補はいるけれども、継がせたくないと思御さんが思っているようなケースもございます。要するに、負のリスクといいますか、将来、バトンを渡したときにも継承しなければいけないリスク。例えば、溶剤を使ったことによって、過去は廃棄物を庭に埋めたら褒めていただいたのが、今、それは負の遺産として排出者責任で全部バトンを受けなければいけないとか、さまざまな問題が生じてきている。

加えて、クリーニング需要が相当落ちています。平成4年がピークでございまして、当時、総務省の調査では、1世帯当たりのクリーニング代支出が年間1万9500円という数字だったのですが、直近で言いますと4,000円代、ほぼ5分の1近く減ってきている。減ってきている理由については、今、小池委員のほうからもお話がございましたし、資料の3ページ目にもさまざまな要因が書いてございます。社会的背景に対応し切れないという問題もありますし、業界内の問題等々、さまざまな要因が重なっているのですけれども、経営者が高齢化していくのと同様に、お客さんも高齢化してしまっている。地域によりましてけれども、そういう部分が多い。

特に、就労人口が大幅に減っているというのにクリーニング業界は非常に影響を受けています。団塊の世代の卒業で、いわゆるホワイトカラーという、日常的にクリーニングに出す品物を着用していた就労人口が大幅に減少している。一方で、カジュアル化が進んで、クールビズを初め、ファストファッションの流行等により、日常的にクリーニングに出す衣類を着用する総人口数がそもそも大きく減ってきてしまっているという社会的背景もございまして。

一方で、過当競争の業界でもございましてけれども、クリーニング業にとって最大のライバルは家庭洗濯でございまして、家庭洗濯機の機能向上ですとか家庭で洗えるドライマークの洗剤とか背広が出てきている。さまざまな要因が絡んできています。

その一方で、小池委員のお話がありました、コンビニとかインターネットを通じて宅配業者が集配するサービスといった、クリーニング業界に異業種から参入してきてクリーニングを取り扱うという動きが非常に活発化してきております。

その背景として、実はクリーニング業は他のサービス業にない大きな特性が幾つかございまして、釈迦に説法的なところもあるかもしれませんが、クリーニング業は他のサービス業と違って、サービスの提供がお客様の目の前で行われません。ほとんどの他のサービスというのは、お客様自身がお客様の目の前で直接サービスを受けるということが出来る業種ですが、クリーニングのサービスは洗ってきれいにするものですから、それはお客様の目の前で行われていない。必然的にお客様の所有物をお預かりして、後からお返しするというサービスになります。

ですから、サービス自体をお客さんが直接受けていないから、何が生じるかというと、1回の取引で2回接触がある。つまり、コンビニが受け付けをやれば2回来店してくれる。来たついでに何か買ってくれる。なおかつ、お客様のものをお預かりするから、住所とか氏名とか個人情報を開示してもらえるとといった部分が非常に魅力的で、他の業界からの参入が相次いでいます。インターネットで受注して、宅配業者がとりに来て、提携した工場に持って行って洗うというサービスがどんどん進んで、行き着く先は、この業界が下請化していく一方なのかな。

消費者の利便性は、むしろ高まっていると思います。始発から終電まで、駅の構内で受け付けてくれるロッカーがあったり、24時間営業してくれるコンビニエンスストアが受け

付けをしてくれたり、宅配業者が指定した時間にとりに来て、また届けてくれる。そういった利便性が前面に出ていく一方で、衛生面という一番大切なキーワードが失われてくる。何よりお客様の目の前でサービスが行われていないことによって生じる、期待しているサービスと、実際に提供してできるサービスとのギャップというものがどうしても生じやすいですね。お客さんによっては、何年着た洋服でも、クリーニングに出したら新品になって返ってくると本当に思っている方も結構いらっしゃいますし。

事故ではないのですけれども、苦情が発生しやすい。そういった意味では、対面で品物の状態を相互に確認して、提供できるサービスはこうですよということをあらかじめ、面と向かってお話できるようなスタイルでないと、どうしても利便性が前面に出ると、先ほど言った衛生面の問題だけではなく、不要な苦情の原因にもなるということで、私どものスタンスとしては、基本的には対面接客、相互確認ということで、それについては今回の振興指針にも盛り込んでいただいておりますけれども、世の中の流れは利便性とか低価格とか、いつでも、どこでもという部分にどうしても引かれているという現実がある。

そういう背景の中で、クリーニング需要が大きく減って、クリーニングに魅力を感じる若い世代が減ってきていて、その中でも数少なくやろうと思ってもやれないという厳しい状況に追い込まれているのが現状かと思えます。

細かい部分については割愛させていただきますけれども、大きいポイントとしては、今、申し上げた2つがあるのかなと思います。以上です。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。小池委員並びに金子参考人から御説明いただきました。

それでは、クリーニング業の御説明に対しまして、御質問、御意見がありましたら、活発によりしくお願いいたします。

どうぞ、佐野委員。

○佐野委員 苦情相談のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、新旧対照表の20ページのところで、都道府県指導センターは消費者からの苦情及び要望の営業者への伝達というのがありまして、その下の全国指導センターというところでは、苦情処理マニュアルの作成というのがあるのですが、同じような苦情などを一体どのように処理されているのか。国民生活センターのPIO-NETを見ますと、全体的に苦情相談の件数は下がってきておりますけれども、クリーニングというのはある一定の件数が常に続いています。その中で、どのような形でこういう情報を共有化されているのかということをお聞きしたい。

それから、マニュアルの作成とありますけれども、頻度とか更新はどのくらいの間隔を置かれているのかというのを教えてください。

もう一つ、今、環境の話をいろいろお聞きしましたが、ここの中には国民の関心は一層高くなってきているということで、クリーニングの溶剤とか臭気、騒音ということが書かれていますけれども、近年、プラスチックのごみが非常に大きな問題になっていて、海洋

でどうするかという問題もあって、いわゆるスーパーのレジ袋を有料化しようという方向に向かっています。クリーニングのプラスチック袋は大きいのです。それをどう考えるかということ、もう既に検討されているのか教えていただきたい。

個人的に言いますと、私の近くのクリーニング屋さんでは、既に大きな布袋を配付されたり、ポイント加算したりしています。その袋をクリーニングの衣類を持っていったり、持って帰ったりするときに使わせていただいている。つまり、ビニールの大きな袋はもっていないわけです。そういう形で、できるだけビニール袋を減らしていこうということを実際にやっていらっしゃる店舗もたくさんあると思いますが、その割合とか、今後どうするのかということをお教えいただきたい。

それから、もう一つ、私は常に前から思っているのですけれども、ジャケットなどにビニール袋をかぶせてくださいますね。必ずおっしゃるのが、しまう前に取ってください。あれはごみなのです。クリーニング屋さんから家までのわずかな間に使う袋としては、もったいない。でも、いわゆるレジ袋のように、例えばごみ袋にするとか、再利用できないのです。必ず捨てています。今は問題になっていないかもしれませんが、今後、すごく大きな問題になるのではないかと。特にビニールについては、多分近い未来、相当厳しい規制が敷かれるのではないかと。私は、その前にクリーニング業界としては何かをしていただきたいと思っています。

特に、さっき申しました袋は、できるだけ使い回しができるというか、何回も使えるようなものを配付するとか、何か努力するように努めることが期待される。ここに何度も書いてありますけれども、同じように「努めることが期待される」ということで書き込めないものなのか。先に進んで何かをやっていくという気持ち。お話を聞いていると、すごく先ずばみで、前回は今回も全て後継者がいないし、先がない。おすし業界でも職人さんがいない。もうちょっと前向きに地域の人と一緒にやろう。ここのお店はこういう努力をしているということを見せるような形で活動していただきたいというのが私の希望です。

済みません、質問と希望といろいろ混ぜてしまいましたが、苦情相談について、ジャケットのビニールについて、衣類の持ち運びの大きなバッグについての3点、お答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○小池委員 研修が3年に一度ございますので、その中にテキストがございますので、そのテキストをもってマニュアルという形になると思います。具体的にそのテキストにこんなことが書いてあるというのが手元にないのですが、そういう形でマニュアルを3年に一度、必ず更新して、クリーニング所にはクリーニング師が必ずいなければならないので、受けるようになっています。その中でマニュアルがあると思います。

それで、バッグですけれども、全体的にエコバッグという形でそれぞれの県の組合において活発にやられているところが多くありまして、有料化も一部でやっているところがございますので、ビニールの袋でなくて、布なりのバッグをマイバッグという形で持ってきて

ていただくような運動は、全国でやっているところがございます。

それから、衣類にかけるビニールですけれども、あれはそのままにしておくと蒸れてしまって、中の衣類がダメージを受けてしまうので、外してくれと言っているわけでございます。その代わりとなれば、不織布なり、紙の袋にすればいいのかと思うのですけれども、いかんせん、コストがビニールよりかかってしまいます。それは利用者のほうにはね返ってしまいますので、なかなか思うようにいかない。アメリカでは、紙の袋なり、紙の箱に入れるというところもございますけれども、それもコスト的にかなり高くなってしまいますので、コストを考えると、どうしてもビニールの袋にならざるを得ないのかなと思います。

ただ、持ち帰るときに、ビニールなり、何なりの袋をかけなければ、洗ったものが汚れてしまうということがございますので、そういった意味でビニールの袋をかけさせていただいています。

補足があるようです。

○武井分科会長 よろしく申し上げます。

○金子参考人 大体、小池委員がお話しされたとおりでございますけれども、マニュアルと苦情相談に関しては、これは全国センターの件で、もちろん情報共有していますし、先ほど小池委員がお話しされたように、3年に一度、クリーニング師向けの研修テキストを更新していますので、最新の事件事例等を掲載してやっている。

あと、16業種、5年ごとぐらいに苦情処理マニュアルというものを全国センターさんでお作りになっていると思います。

最後の洋服にかけるポリカバーの件でございますけれども、平成17年から19年の3年間、ポリ包装を無くせないか、あるいはクリーニング店が回収してリサイクルできないか等について検討しました。もともと容器包装リサイクル法が改正されたときに、今、クリーニングのポリ包装は容器を包装するものじゃなくて、提供した役務を守るためのものなので、容器包装に当たらないということで、容器包装リサイクル法の対象外ですけれども、これを加えるべきだという声が消費者の方あるいはごみを収集する自治体の方から非常に多く寄せられたということで、私ども、本気でこれをどうにかしようということで、3年間、厚労省からの補助金もいただいて検討しました。

クリーニング店が回収して、圧縮して集めて、それを最終的に卓上に置けるような簡易な油化装置を各クリーニング店が持って、それを油に戻してボイラーの燃料にしたりという形で、専門家の方も入っていただいて、ある程度具体的になったのですが、最後に環境省さんからストップがかかりまして、ごみを集めるのは自治体の仕事だから、クリーニング屋さんを集めてはいけないという話になって、とまった経緯がございます。廃棄物のごみ収集の問題は非常に難しく、いろいろなルートを使って何とかならないかという話だったのですが、そこでとまってしまったという経緯がございます。

一方で、先ほどお話のようなクリーニング向けの大きなエコバッグ、リターンバッグを

使って、ノー包装を希望する人はスタンプを押しますとか、新聞の古紙で包装材に使うとか、いろいろなアプローチはこれまであるのですが、お客様側に受け入れられていない部分も含めて、それからごみ袋として再利用できるような形にできないかとか、さまざまな声を聞いて、3年かけて検討したのですが、一方の容器包装リサイクル法等では、リサイクルとか3Rを進めなさいと言われて、一方で廃棄物処理のほうは集めてはならぬという話になってとまって、もう10年近く経ったので、今の御発言を機会に、いろいろお話ししなければいけないなと思っております。

○武井分科会長 佐野委員。

○佐野委員 エコバッグのお話は、県の組合でも力を入れていらっしゃるなら、ここにぜひ書き込んでいただけないものかなと思います。

それから、今のビニールの件で、環境省がごみの収集はおっしゃいますけれども、店舗で集めることはできるのではないのでしょうか。衣紋掛けは必ず持ってきてくださいということで、できるだけ店舗に持っていくように私たちはしているわけで、そのときにビニール袋も持ってきてくださいと言えば持っていくわけですから、そこで組合の中でごみとしてというよりか、クリーニング業界の中の一つの活動として収集する。それで床の掃除、どういうものか知りませんが利用できるのでは。

○金子参考人 油化装置です。溶かして油にして燃料にする。

○佐野委員 何か工夫していただきたい。今のままだと、ただ捨てているだけなのです。それは、現在においても非常に大きな問題になっていますし、私などはもったいないと思う。こんなにきれいなものを捨ててしまうのか、再利用できないのか。さっきおっしゃったように、そのまま洋服ダンスに入れたいところが、取ってくださいと必ずおっしゃるので、しょうがないなと思いながら取ってしまうわけです。何か工夫というか、大きく宣伝できれば、消費者もきちんと受け入れるのではないかなと思います。

○小池委員 ビニールをかけないで、直接エコバッグに入れるというサービスをされているところもございます。そういうところもありますけれども、全部のお客さんがそれを受け入れるかどうか。一部のお客さんは、ビニールをかけて、それをエコバッグに入れるというサービスを望まれるお客さんもいらっしゃいます。

○佐野委員 それは聞いていただければいいことで、そもそもエコバッグを使うということは、エコにしたい、何かを考えているから、それを持っていったり、持って帰ったりするわけですから。そこに1つプラスして、嫌だという方はしょうがないですけれども、いいという方は、ぜひ。

○小池委員 皆さんがそういうふうにしてくれれば、うちのほうも経費もかからなくなりますし、いいですけれども、中には嫌がる方もいらっしゃいます。

○佐野委員 嫌がる方は無理しなくてもいいですけれども、私みたいに困っている、必要ないと思う方もたくさんいるわけです。それだったら、一言聞いていただいて、あと袋をどう再利用するかは業界の中で決めていただければと思います。

○小池委員 推奨しているところがございますので、時間がかかるとは思いますけれども、長い目で御協力いただければ。

○佐野委員 余り時間をかけると大変なことになりそうです。

○武井分科会長 課長、よろしくをお願いします。

○竹林課長 今回の御指摘は、大変重要な御指摘だと思います。ここに書いたからといって、利用者の方が必ずエコバッグを受け入れなければいけないということではないと思いますので、エコバッグでビニールの袋を代替するときにポイントを付与するということを例示的に書くことによって、そういう活動を進めるような記載が何かできないか、少し検討したい。

○佐野委員 書くことによって、やったほうがいいと思われる事業者がもしかしたらいらっしやるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○武井分科会長 他にいかがでしょうか。後藤先生。

○後藤委員 振興指針の16ページ、新しく付け加えたところですがけれども、長期間引き取りに来ない場合に、処分するということは通常、行われているのでしょうか。この振興指針を拝見して、処分の可能性を提示するよう努めると書いてあるものですから、現実に処分すると書いてあるわけではないですけれども、もし処分するとなると、これは法的にやっかいな問題があるのではないかという感じがします。現状、どうしているのか。処分の必要性ということもあって処分しているのかということについて、お聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○小池委員 今年1年間、全国を回らせていただいて、それぞれの組合で講演会を行っているところですがけれども、お客様と契約していただいて、住所、電話番号なりをお聞きして、個々のお店にお任せしますけれども、3カ月なり、6カ月たったら処分しますよという形でお引き受けしますという形で今、やらせていただいています。3カ月、6カ月経ったところでお客様にとりに来てくださいと告知する。何度か電話させていただいて、電話が来ないものに関して、その期間プラス1カ月たったものに関しては処分させていただくという形でやらせていただいております。

○後藤委員 わかりました。処分しますよという告知があるということですので、それだったら大丈夫かなと思ったのですがけれども、有償で預かったものと、それは善管注意義務で保管しなければいけないので、その保管義務がなくなるというのは、預けた人からの所有権放棄の意思表示があれば、それはできるということなのですがけれども、それがなくて、一定の期間が過ぎたら、すぐ処分しますというのだと、結構問題かなと思ったのですがけれども、今おっしゃったように、また連絡して、そして一定期間待つて、それでも来ないということになると、所有権放棄の意思がそこにあると認定するということは可能だと思います。

そういうことの例示を含めて、ここに新たに長期間受け取りに来なかったことについて、それに対応する規定を置くということであれば十分理解できますので、これで結構だと思います。

います。

○武井分科会長　お願いします。

○金子参考人　一昨年、調査させていただいたところ、組合員の約9割のお店で長期間、引き取りに出来ない品物があるという実態がわかりました。その大半が預かってから5年以上経過しているとか、中には25年以上経過しているものもあって、先生御指摘のように、所有権は消滅しませんので、お預かりしたものを処分できずにクリーニング店が困っているという現状があって、中には何百点もある。要するに、その問題、過去のものについては、5年以上経過したものについては、黙示の意思表示と遅延損害賠償、あと民法上の債権債務の関係があるので、そういった形で、そもそも20年間とりに来ないものを処分しても、来る可能性はほとんどないのですけれどもね。

ただ、今後のものに関しては、ちゃんとそうした個別の契約で明らかにした上で預けていただくということをしない限りは、同じ問題がずるずるしてしまうという整理を、専門家の先生方を交えて、消費者庁の方とかも御相談しながら、今、取りまとめつつあって、業界にそういうふう整理していきましょうという話を進めているところです。

○武井分科会長　いかがでしょうか。お願いいたします。

○小熊委員　先ほどの理容業とも関連するのですが、クリーニングの振興指針の17ページに「適正な労働条件の確保」の記載があり、19ページ（9）の本文の2行目には、「定期健康診断の実施等を含む」との記載があります。参考資料を拝見しますと、理容業もクリーニング業も「定期健康診断を実施していない事業者・営業者」が相当数おられるようにお見受けしました。これについては安全衛生法上、法令義務でもありますので、ぜひ徹底していただきたいと思います。

そういった観点から、17ページの「適正な労働条件」の前に、先ほどの理容業では、18ページの2行目に「安全衛生履行の観点も含め」という記載がありますので、同様の記載をぜひご検討いただきたいと思います。

以上です。

○武井分科会長　よろしゅうございますか。

○小池委員　規制にかからない事業所が多いので、こういう結果になっていると理解いただければと思います。家族だけの事業所がかなりの数、ありますので。

○小熊委員　雇用者ではない従業者ですか。

○小池委員　はい。

○武井分科会長　今日のお話の中でも、生活衛生ということはもちろん基本中の基本ですが、もう一つ、技術の継承というお話も大きい柱として出ていたと思いますので、生衛は中小・零細という言葉が前に付くことが多いわけですが、生活衛生ということと技術の伝承ということになりまじょうか。この点を考えながらということも、また必要なのかなという認識を持った次第であります。

それでは、活発な御議論いただきまして、ありがとうございました。理容業及びクリー

ニング業につきましては、本日の議論を踏まえまして、事務局で素案の修正をお願いしたいと思います。

はい。

○比嘉課長補佐 会長、済みません。先ほどの理美容の諸外国の状況を御報告させていただきます。

○事務局 平成27年の規制改革実施計画を踏まえ、利用者が男性か女性かの性別に着目して業務範囲を定めていた過去の通知を廃止しているわけですが、その際に、諸外国の状況を関係者にお聞きしております。

この場で個々の国の状況についてお示しはできないのですが、制度として男女の別でお店が決まっているということではなく、利用されるお店のサービスが、例えばシェービングをやっているならば、自然に男性の方が行かれるというような形になっており、聞く範囲において、諸外国では日本のように制度として分かれてはいないようです。

○武井分科会長 市川委員、よろしゅうございますか。

○市川委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 それでは、次に移りたいと思います。よろしゅうございますか。

次に、前回御議論いただきました美容業及び飲食業営業（すし）であります。振興指針について、前回の御議論を踏まえた修正案について事務局から御説明していただきたいと思ひます。

○大塚課長補佐 それでは、資料6を御用意いただければと思ひます。前回、先生方に御指摘いただいた内容を踏まえまして、美容業について修正をさせていただきました。説明させていただきますと思ひます。

5ページをご覧いただければと思ひます。上から2行目でございますけれども、アレルギーが感染症に含まれるような表現になっている。また、安全性を消費者に伝えることを盛り込むべきという御指摘をいただきましたので、このように、上段にアレルギーの関係、「また」以降で公衆衛生の見地から感染症の関係について盛り込ませていただきました。

続きまして、その下の行でございますけれども、まつ毛エクステンションの普及状況について、現状と相違があるのではという御指摘をいただきましたので、その点、「普及に伴い」という形で修正させていただいております。

続きまして、8ページをご覧いただければと思ひます。（4）でございます。当初、訪日外国人旅行者について記載しておりましたけれども、日本に在留されている外国人も含めた記載にという御指摘をいただきました。まず、標題のほうですけれども、「訪日・在留外国人への配慮」ということと、それに伴いまして、文面のほうについても、在留外国人について追記させていただいております。

続きまして、13ページ、一番上、アタマジラミの発生状況でございますけれども、当初、「流行の兆しが」という表現をさせていただいておりましたが、現状を確認し「発生がしばしば見られることから留意が必要」ということに改めさせていただいております。

続きまして、飛びまして23ページをご覧くださいいただければと思います。文言として「子育て世帯」または「子育て中」の者ということが統一されていませんでしたので、「子育て世帯」に統一させていただきました。また、店舗のほうに関しては、「子供連れの顧客」といった表現に統一させていただいております。

続きまして、26ページでございますけれども、「災害への対応と節電行動の徹底」の1でございます。こちらについて、安否確認まで営業者に求めるかどうかといった御指摘をいただいております。「1 営業者に期待される役割」の後に「（災害時は営業者自身の安全を確保した上で対応する）」という文言を追記させていただいております。

また、節電と同様に、断水時の対応について記載してはどうかといった御指摘をいただきましたけれども、現時点では、済みません、盛り込むことができておりませんので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

美容の関係は以上でございます。続きまして、おすしの関係を説明させていただきたいと思っております。資料7を御用意いただければと思います。

まず、5ページでございます。下の赤字の部分です。「発生リスクが軽減されるため」というところがございますけれども、当初、「衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため」といった、言い切ってしまう表現をしておりましたので、その部分について「発生リスクが軽減されるため」ということで改めさせていただいております。

続きまして、8ページ、上段をご覧くださいいただければと思います。外国人の方への配慮として、宗教上の理由について「使用する食材に配慮する」という文言を追記させていただいております。また、文言等、さらにとということであれば御指摘いただければと思っております。

続きまして、16ページをご覧くださいいただければと思います。一番上、①でございますけれども、当初、④にしていたのですけれども、食品の安全性、最も大事とすべき事項でございますので、①に移動させていただいております。

次に、24ページをご覧くださいいただければと思います。上から8行目、「一 環境の保全」の次に「省エネルギー」について、この項目で追記させていただいております。

また、フロンの環境問題に対応するため、(2)でございますけれども、「冷凍・冷蔵設備入れ替え時における適切な廃棄処理」ということを追記させていただいております。

また、再生利用の前に食品ロスを出さないことが重要だという御指摘をいただいております。(4)の「並びに」の後、「食品廃棄物等の発生の抑制及び減量」といった文言をつけさせていただいております。

こちらからの説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○武井分科会長 会議終了の時間も近づいておりますが、ぜひにとということで、何か今の御説明に対して質問、御意見等があれば、お願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

それでは、最後に、事務局から連絡事項等、お願いいたします。

○大塚課長補佐 お忙しい中、お時間いただきまして、また活発な御議論いただきまして、ありがとうございました。

今回、振興指針の改正ですけれども、お気づきの点があれば、メール等で結構でございます。事務局のほうに御連絡いただければ幸いです。

また、本日の議事録ですけれども、原案を作成いたしまして、先生方に御確認いただき、その上でホームページに掲載させていただくという段取りになっております。

最後ですけれども、次回32回は、来年1月11日金曜日、時間は9時半から11時半の2時間を予定させていただいております。年始早々でお忙しいと思っておりますけれども、御参加をお願いできたらと思っております。また、詳細につきましては、決まり次第、御連絡させていただきますと思います。

以上でございます。

○武井分科会長 それでは、皆様、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第31回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了いたします。皆様方、どうもありがとうございました。